電話方式又は対面方式による

登記手続案内のご案内

登記手続案内は完全予約制です。

あらかじめ電話、窓口又はインターネット（※）で日時のご予約をお願いします。

誠に申し訳ありませんが、予約されていないお客様は、原則、登記手続案内を受けることができませんので、あらかじめご了承願います。

※インターネットで予約できるのは、ウェブ方式と電話方式の手続案内のみです。

＜松江地方法務局　登記手続案内予約・お問合せ先一覧＞

相談内容	登記管轄区域	管轄法務局（所在地）	電話番号	案内時間
不動産	松江市 安来市	本局登記部門 (松江市母衣町50番地)	(0852)32-4223	月曜日から金曜日まで 午前　９：００～１２：００ 午後　１３：００～１６：００
	出雲市 大田市 雲南市 飯石郡飯南町 仁多郡奥出雲町	出雲支局 (出雲市塩冶善行町13番地3)	(0853)21-0721	月曜日から金曜日まで 午前　９：００～１２：００ 午後　１３：００～１６：００
	浜田市 江津市 邑智郡川本町、美郷町、邑南町	浜田支局 (浜田市田町116番地1)	(0855)22-0959	月曜日、火曜日、水曜日 午前　９：００～１２：００ 午後　１３：００～１６：００
	益田市 鹿足郡津和野町、吉賀町	益田支局 (益田市あけぼの東町4番地6)	(0856)22-0429	月曜日、水曜日、金曜日 午前　９：００～１２：００ 午後　１３：００～１６：００
	隠岐郡 隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村	西郷支局 (隠岐郡隠岐の島町城北町55番地)	(08512)2-0240	火曜日、木曜日 午前　９：００～１２：００ 午後　１３：００～１６：００
会社・法人	島根県全域 ※支局は、会社・法人の登記申請事務（設立・役員変更等）を取り扱っていません。	本局登記部門 (松江市母衣町50番地)	(0852)32-4223	月曜日から金曜日まで 午前　９：００～１２：００ 午後　１３：００～１６：００

＊祝祭日及び年末年始は除きます

登記申請書の様式・作成方法を法務局ホームページでご案内しています。

詳しくは　法務局ホームページ　検索

登記手続案内をご利用のみなさまへ

ご利用は２０分以内

１回のご利用は、２０分以内です。
２０分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。
遅刻された場合、予約時間の範囲内でのご案内となります。

申請資格のない方お断り

申請人御本人（親族・従業員）のご利用に限ります。本人確認していますので、ご協力ください。
法令上、代理申請を行う資格のない方（税理士・行政書士）は、お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。
（司法書士・土地家屋調査士・弁護士）

完全予約制です

あらかじめ、電話、窓口又はインターネットで日時を予約して下さい。
ご利用の対象は、申請人御本人（親族・従業員）です。

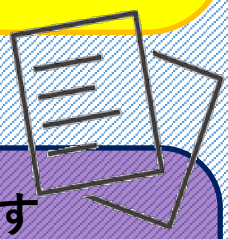

見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。
申請書類にどのような内容を記載するか説明します。

事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。
登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効かを判断することはできません。
登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。

ご自身で作成してください

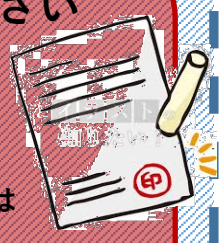

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは行いません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力の程、よろしくお願いいたします。

松江地方法務局